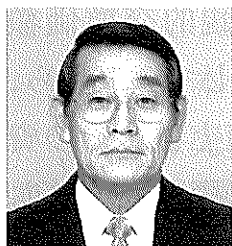


# 中央大学 会計人会 会報

発行所 中央大学会計人会  
〒116-0003 東京都荒川区南千住5-25-14  
税理士法人 荻野会計事務所内  
<http://chudai-kaikeijin.jp>  
発行人 会長 荻野弘康



## 非上場株式のみなし譲渡課税に関する 一審・控訴審判決の問題点

～一審判決の問題点と逆転控訴審判決の論点～

中央大学名誉教授 大淵博義

### はじめに

● 昨年の11月20日付の第23号別冊の本会報において、被相続人が非上場株式の発行会社の役員等が設立した法人に対して配当還元価額で譲渡した7%超の持株割合の株式のみなし譲渡課税事件（納税者敗訴）と、その譲渡後の持株割合に基づく配当還元価額の相続税評価額の申告を否認した課税事件（納税者勝訴）の東京地裁平成29年8月30日判決を紹介したところであるが、みなし譲渡課税事件の控訴審判決は、納税者勝訴の逆転判決を言い渡した。本号では、みなし譲渡課税事件判決の一審判決の問題点と控訴審判決の内容とその論点について論ずることとする。

このみなし譲渡課税事件判決は、売買当事者の間で成立する客観的交換価額である売買価額の是非について、譲渡所得課税の含み益の清算所得課税の趣旨目的を根拠として、売

主（譲渡前は同族株主）の議決権数により原則法で時価を評価して判定すべきであるから、みなし譲渡課税は適法であるとしたものであるが、この点に、判決は、基本的な誤謬を犯しているといわざるを得ない。

そこで、先ず、この一審判決について検討した上で、その逆転控訴審判決を紹介して、その判示内容について検討を加えることとする。

### I 所得税みなし譲渡課税事件一審判決について

#### 1. 本件事案の概要と判決の要旨

本件事件は、被相続人甲のグループが22.79%保有するA社の株式7.88%を、同社の役員等が設立したB社に対して、本件相続開始前に配当還元価額75円（合計5,437万円）で譲渡し所得税申告を行ったものであるが、被告（課税庁）は、その譲渡の時価は類似業種比準価額2,292円と

認定（譲渡所得金額20億円余）し、所得税法59条1項二号の低額譲渡に該当するとして、上記価額による譲渡所得の更正処分を行ったことから、その是非が争われたものである。

この訴訟事件における被告の課税根拠の主張は、所得税基本通達59-6の（1）は、取引相場のない株式について、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権割合により、評価通達188の定めに基づき、当該株式が「同族株主以外の株主等が取得した株式」に当たるか否かを判断すべきことを定めたものである。これは、譲渡所得課税制度の趣旨が、譲渡人に帰属する資産の保有期間中の増加益を所得として課税する点にあることからすれば、その増加益は株式の譲渡人の譲渡直前の議決権割合により判定することが最も合理的といえるためである。本件株式の譲渡直前のA社株式の甲ら一族の議決権数は、その議決権総数の15%以上であるから、本件株式は、「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当せず、原則法による類似業種比準価額により評価した額を時価と認定すべきものである、と主張していたが、本件一審判決は、この被告の主張を容認したものである。

しかしながら、本判決の判示は、税法上の理論につき基本的、根源的な誤謬又は矛盾を犯しているので、

先ず、この点を簡潔に指摘しておく。

## 2. 一審判決の矛盾点・疑問点

この判決の疑問点の第一は、所得税法59条1項二号の「その時における価額」とは、利害相反する当事者間で通常成立する客観的交換価額（価値）と正当に判示していながら、その一方で、資産の値上益をその資産の管理支配の移転に際して清算して課税するという譲渡所得課税の趣旨目的を根拠として、売主の議決権割合により評価基本通達を適用すべきであるという被控訴人（被告）の主張を採用して、本件の非上場株式のA社株式の譲渡価額75円（配当還元価額）は、売主甲の所有する同社株式の議決権割合により「財産評価基本通達」（以下「評価基本通達」という。）を適用すると、「その時における価額」は類似業種比準価額2,505円というべきであるから、本件譲渡につき低額譲渡として行ったみなし譲渡課税の更正処分は適法であると判示したことである。

かかる判示は、資産の売買取引により成立する客観的交換価値が譲渡所得課税の趣旨目的により影響され決定されるというものであるが、私法上の売買取引により成立する売買価額が、税法固有の制度の趣旨目的により影響を受け左右されるということはありえない論理であることは

いうまでもないことであり、論外というほかはない。

本判決は、この点において根源的な論理の誤解、誤謬を犯している（譲渡所得課税の趣旨目的と客観的交換価額形成の無関係性）。

第二は、本件株式の売買取引において、本件売主甲の譲渡価額（配当還元価額）75円は著しく低額であるが、一方、買主のB社の買取価額75円は「同族株主以外の株主が取得した株式」に該当するから不合理ではないと判示し、いわば、「売買価額の二元論」を採用したことである。そもそも、利害相反する当事者間で成立する客観的交換価額が売主と買主の双方に「バラバラ」（それぞれ異なる価額の客観的交換価額）に存在することを是認する本判決の判示は、これまでの税務の実践においても、また、税務争訟の認定判断においても前代未聞の判示といわざるを得ないものである。

つまり、本件株式の譲渡価額75円が低廉であり適正価額は2,505円であるというのであれば、75円で取得した買主のB社は低額買受として、その差額の受贈益の法人税課税が行われることは、資産の低額譲渡の認定結果から招来される当然の結果であるにもかかわらず、本判決は、かかる税法理論を理解せずに判示した結

果、基本的な誤謬又は矛盾を招来したのである（「二元的時価論」の誤謬）。仮に、このような判決の論理が正当というのであれば、買主B社の本件株式の取得価額は75円とされていることから、この株式を他に2,505円で譲渡したとすると、当該金額と取得価額との差額が値上り益として再度課税されるという値上り益（含み益）の二重課税という事態を招来するが、かかる矛盾点につき合理的に説明することはできないであろう。

第三は、相続税事件判決では、控訴人（原告）らのB社に対する実効支配の存在を明確に否定しているにもかかわらず、みなし譲渡課税事件の本判決は、本件同族株主であった被相続人甲の事実上の影響力を背景として、議決権行使に際しては、被相続人と異なる行使は考えられないという法的支配とは次元の異なる事実上の要素を敢えて取り上げて、それを前提として判示しており、いわば、相続税事件判決とは二律背反の判示を行っているという点である。

すなわち、相続税事件では、法的支配という視座からの実効支配体制を排斥し同族株主以外の株主の所有する非上場株式として配当還元価額で評価すべきと正鵠を射た判示をしたのに対して、みなし譲渡課税事件ではB社に対する法的支配（実効支

配) 関係の判断について格別触れることなく判断を回避した上で、法的支配とは無関係の次元の異なる事実上の議決権行使の実態の視座から、本件株式の譲渡価額の低廉性の認定の根拠の一つとしたという点である(相続税事件の実効支配体制の否定判決との齟齬・矛盾)。

本判決には、以上の三点の誤謬又は矛盾点が認められるところ、その論点について、控訴審判決がどのような判示を行ったのかを紹介して検討を加えておきたい。

しかしながら、本判決の判示は、税法上の理論につき基本的、根源的な誤謬又は矛盾を犯しているので、先ず、この点を簡潔に指摘しておく。

## II 逆転控訴審判決の要旨(東京高裁平成30年7月19日)

### 1. 判決の要旨

#### (1) 所得税基本通達及び財産評価通達に定める方法の合理性について

○所得税法59条1項の「その時における価額」とは、当該譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額(時価)を意味するものと解される。

そして、所得税基本通達59-6は、所得税法59条1項の適用に当たっ

て、譲渡所得の基因となる資産が本件株式のように財産評価基本通達(以下「評価通達」という。)における取引相場のない株式に相当する株式であって売買実例のある株式等に該当しないもの(所得税基本通達23～35共-(4)ニ)である場合の「その特における価額」とは、原則として、同通達59-6の(1)から(4)までによることを条件に、評価通達の178から189-7までの例のより算定した価額と定めており、これらは公開されている。

このような取扱いの趣旨は、取引相場のない株式は通常売買実例に乏しいことなどから、その客観的交換価値を的確に把握することが容易ではないため、その評価方法について、財産評価基本通達の例に原則として統一することで、回帰的かつ大量に発生する課税実務の迅速な処理に資するとともに、公開された画一的な評価によることで、納税者間の公平を期し、また納税者の申告・納税の便宜を図るという点にあるものと解される。

このような趣旨で定められた所得税基本通達59-6の評価方法が、客観的交換価値を算定する方法として一般的な合理性を有するものであれば、当該価額を合理的に算定できない特別の事情がある場合でない限り、その評価方法により算定された

価額は、同条項にいう「その時における価額」として適正なものと認めるのが相当である。

○評価通達188は、株主の会社支配力を図る基準として、株主及びその同族関係者の有する議決権の合計数とその会社の議決権総数に占める割合に着目し、これを基として配当還元方式が適用される「同族株主以外の株主等が取得した株式」の範囲を具体的に定めている。すなわち、評価通達188は、取引相場のない株式の評価について配当還元方式が適用される「同族株主以外の株主等が取得した株式会社」かどうかを判定するにあたり、同族株主の有無によって評価会社を二つに区分した上で（会社区分）、同族株主のいる会社である場合には、同（1）又は（2）の株式に該当するかどうかにより、同族株主のいない会社である場合には同（3）又は（4）の株式に該当するかどうかによって、それぞれ、判定することとしている（株主区分の判定）。評価通達188の規定がこのような構造となっているのは、同族株主の有無や、株式の取得者の取得後の議決権割合等により、会社支配力の有無が異なり、当該株式の取得目的及び通常利取引される場合の価額が異なり得ることから、同族株主の有無によって大きく会社を二つに

区分した上で、各会社区分について株主の会社支配権を測る基準となる議決権割合を定め、これに基づき配当還元方式が適用される「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するか否かの判定を行うこととしたものと解される。

以上の諸点に鑑みれば、評価通達178から188-2までに定めるこれらの評価方法は、取引相場のない株式につき株式取引の実情等を踏まえたものとして一般的合理性を有するものと認められる。

○次に、所得税基本通達59-6が評価通達を適用するに際して条件を設けたのは、同通達が相続税等の財産の評価を定めたものであり、資産の増加益を資産の移転に際して清算して課税する譲渡所得の収入金額の趣旨に則して用いることを可能にするためであり、このような考え自体は、合理性を有するものと認められる。

## （2）所得税基本通達59-6の（1）の条件下における評価通達188の議決権割合の判定方法について

○所得税基本通達59-6の（1）は、評価通達が定められた取引相場のない株式の評価方法を適用する条件として、「財産評価通達188の（1）に定める『同族株主』に該当するかど

うかは、株式を譲渡し又は贈与した個人の譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。」と定めているが、これは、評価通達188の(1)は、「同族株主」につき、課税時期における評価会社の株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の30%以上等である場合におけるその株主及びその同族関係者としているところ、その文理解釈だけでは、30%以上等である場合が、株式譲渡前の議決権について述べているのかは必ずしも明らかでないため、資産の移転を機会にその資産の増加益を清算課税するという譲渡所得課税の趣旨から、30%以上等という基準は株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権割合により判定すべきことを定めたといえることができ、このこと自体の合理性は認めることができる。

ところが、被控訴人(国)は、更に進んで、譲渡所得に対する課税の趣旨から、評価通達188の(2)から(4)までに係る株主区分の判定についても、譲渡人の株式譲渡直前の議決権割合により判定する旨を主張しているところ、同通達では「株式取得後」や「取得した株式」の文言があり、その文理からすると、株式譲渡後の譲受人の議決権割合を述べていることが明らかであるから、被控訴人のように理解するためには、

「株式取得後」を「株式譲渡前」と、「取得した株式」を「譲渡した株式」と読み替えることを要し、所得税基本通達59-6が、このような読み替えを定めたものと理解することが必要となる。

○しかし、租税法規の解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されないと解される場所、所得税基本通達及び評価通達は租税法規そのものではないものの、課税庁による租税法規の解釈適用の統一に極めて重要な役割を果たしており、一般にも公開されて納税者が具体的な取引等について検討する際の指針となっていることからすれば、課税に関する納税者の信頼及び予見可能性を確保する見地から、上記通達の意味内容についてもその文理に忠実に解釈するのが相当であり、通達の文言を殊更に読み替えたり異なる内容のものとして適用することは許されないというべきである。本件においては、評価通達188の(3)の株式に該当するかが争そわれており、所得税基本通達59-6の(1)が、評価通達188の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかについて、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権の数により判定する旨を定める一方で、同(2)から(4)ま

について何ら触れていないことからすれば、同（3）の「同族株主のいない会社」に当たるかどうかの判定（会社区分の判定）については、それが同（1）の「同族株主のいる会社」の対概念として定められていることに照らし、所得税基本通達59-6の（1）により株式譲渡直前の議決権の数により行われるものと解されるとしても、取得した株式が15%未満かどうかの判定（株主区分の判定）については、その文言どおり、株式取得者の取得後の議決権割合により判定されるものと解するのが相当である。

○被控訴人は、譲渡所得課税の趣旨から、評価通達188の（2）から（4）までについて、譲渡人の株式譲渡直前の議決権割合により判定すべきと主張しているが、そのためには上記のような読み替えが必要であるが、このような読み替えにより適用される旨を読み取ることは一般の納税者にとっては困難である。

また、所得税法59条1項の「その時における価額」は、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額を意味するものであるから、多数の株式を保有する場合には経営的支配関係を前提とした経済的価値により評価され、少数の株式を保有する場合に

は配当期待価値を前提として評価されることとなるから、その自由な取引により成立する価額は、譲渡人の譲渡前に有していた支配関係により決定されるか、譲渡後に譲受人が取得することとなった支配関係により決定されるのかは一概に決定することはできず、双方の会社支配の程度によって、結論を異にする事柄であるというべきである。被控訴人の主張する譲渡所得課税の趣旨といっても、このように成立した価額を基準に、増加益を判断して課税することになるのであるから、譲渡所得課税の趣旨に反するという事まではできない。そのため、議決権割合の判定基準時を文理解釈で決定できない評価通達188の（1）について、上記譲渡所得課税の趣旨に基づく条件（所得税基本通達59-6（1））を定めてその解釈を明確化することには、一定の合理性があるものの、株式取得後の議決権割合で判定する旨を定めていることを文理上明らかな評価通達188の（2）から（4）までについてまで、明文の規定もなく、譲渡所得課税の趣旨により読み替えることは所得税基本通達59-6（1）があっても無理があるといわねばならない（なお、株式が分割して取引の対象となるという特性を有するものであることであることに鑑みると、会社支配権を有する多数の株式を保

有する譲渡人が経営への影響力を廃する形で株式を分割して譲渡すること自体に問題があるということではできず、そのような分割譲渡について殊更に租税回避の意図を見い出してこれを実質的に否認するような解釈を採ることは、私的自治の観点からも疑問があるものといわざるを得ない。

そうすると、評価通達188の(2)から(4)までについては、上記の自由な取引において成立すると認められる価額について、譲渡人と譲受人の双方の会社支配の程度を考慮して規定された合理的な内容を有するものとして、これを読み替える明文の規定がない場合には、「同族株主がいない会社」の部分を除き、そのまま譲渡所得課税にも適用するのが相当である(所得税基本通達59-6は、このことを定めたものとして合理性を有する)。仮に、所得税基本通達59-6の(1)の適用範囲について、評価通達188(2)から(4)までについてまで被控訴人が主張するような解釈をとろうとするのであれば、通達の重要性及び機能に照らし、その旨を通達上明確にしておくべきであって、通達の改正等を経ることなく解釈によりその実質的内容を変更することは、通達の定めを信頼して取引等について判断をした納税者に不測の不利益を与えるものであり、

相当でないというべきである。

○評価通達188の(3)の株式に該当するかどうかについて、「課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式」に該当するかどうかの判定(株主区分の判定)については、その文言どおり、株式の取得者の取得後の議決権割合により判定されるものと解するのが相当である。

### (3) 本件株式の評価について

本件株式は、評価通達の「取引相場のない株式」に当たり、かつ、A社(評価会社)には、本件株式譲渡直前において、議決権総数の30%以上の議決権を有する株主等は存在しなかったから、同社は「同族株主のいない会社」に当たる。そして、B社(本件譲受人)の法人の本件株式取得後の議決権割合は7.88%で、A社の議決権総数の15%未満にとどまり、同通達188の(3)の株式に該当するから、所得税基本通達59-6、評価通達188-2に従い、配当還元方式により評価(1株当たり75円)すべきことになる。

そして、本件全証拠によっても、配当還元方式によっては本件株式の客観的交換価値を適正に算定するこ



とができない特別な事情があるとは認められないから、配当還元方式による評価額は、本件株式譲渡の時点における本件株式の客観的交換価値として適正なものであると認められ、所得税法59条1項2号の低額譲渡には当たらない（本件被相続人甲が、譲受人のB社に対して強い権限を有し、また、本件株式譲渡が相続税負担の軽減の目的のために行なわれたとしても、1株75円という譲渡価額が、前記のとおり、合理性が認められる所得税基本通達59-6、評価通達188の（3）、188-2に従って算定された価額と一致する以上、純然たる第三者間で種々の経済性を考慮して算定された価額とは異なるということとはできない。）。

以上のとおり、本件株式の譲渡は所得税法59条1項2号の低額譲渡には該当しないから、本件更正処分は違法である。

（了）

## 2. コメント

先ず、指摘しておきたいのは、本判決の文理解釈の判断は、本件原告が一審で主張した内容そのものを採用したものであるが、その指摘は、平成12年12月に創設された所得税基本通達59-6は、所得税法59条1項の「その時における価額」は、一定の条件を前提として評価通達により算

定した価額によるとしているが、その（1）では、評価通達188（1）の「同族株主」か否かは、非上場株式の譲渡人の譲渡直前の議権割合により判定すると規定しているが、同（2）から（4）については格別触れていないから、同通達の文言どおり、取得した株式として評価すべきものであるというものである。

そもそも、評価通達は贈与又は相続により取得した資産の評価方法を定めているものであり、いわば、静態的な評価の場面であるのに対して、売主と買主の交渉により決定される売買価額（時価）の合理性の認定判断（動態的評価）に際して、売主の譲渡直前の株式の議決権割合に基づいて、利害相反する独立当事者間で成立する客観的交換価値を認定すること自体、論理的には疑問であり、この事案の根底にある問題点である。

しかして、相続等による資産の取得者をベースにした評価通達の評価方法につき、売主と買主の売買に至る事情、当該会社の支配関係の強弱によって売買価額が異なるという当然の事理を捨象して、画一的に、株式譲渡直前の議決権割合によって同族株主を判定して時価を認定するというに無理があるということである。

問題は、本判決によれば、評価通

達188の(2)から(4)までの文言の読み替えを通達で規定すれば、本件課税処分の時価(類似業種比準方式)が合理的であると判断される余地のある判決であるという点である。

この点につき、本件株式の譲渡は7.88%という少数株式であり、かかる株式を取得する買主は配当期待価値を評価して取得することは、利害相反する独立当事者間で成立する客観的交換価値(時価)であり、適正な売買価額であるということである。本判決は、納税者の通達の文言を直視した文理解釈による主張を採用したものであるが、その判示内容には、本来の時価の認定の在り方についての言及が欠落していること、つまり、議決権総数100%のうち、わずか7.88%の議決権割合の本件株式を譲渡するに際して、配当還元期待価値以外の特別な価値を見い出せるのであれば格別、そうでなければ、不特定多数の独立当事者間で成立する客観的交換価額(時価・売買価額)は、配当期待の価値であるという、当然の事理が本件判決から欠落しているのは、疑問というほかはない。

そして、筆者が一審判決の批判書面(控訴審で提出)で、もっとも、強調した本件株式の売主と買主には、それぞれに異なる時価があつてよいと判示したことの矛盾、しかし、買主は配当還元価額による買取

価額は合理的であるとして、課税庁が受贈益の認定を行っていないことは理論として成立しないこと、つまり、売買取引において「時価二元論」はありえないとする納税者の主張については、本判決は全く触れていないことは論外であり残念なことである。この点で、本判決は、その論理の展開は不十分であるといえよう。

本件原審判決は、被告から上告受理申立てがなされているところ、最高裁がその申し立てを受理して判断するか、受理するとしたとして、上記の一審判決の問題点について、どのような判断を行うか、興味あるところである。

(了)

